

令和8年1月23日
報道発表資料
川崎市（港湾局）

港湾整備事業特別会計に係る消費税の修正申告並びに過少申告加算税及び延滞税の発生について

港湾整備事業特別会計（令和2～6年度決算分）に係る消費税の申告（還付申告）の内容について、令和7年11月17日から国税庁（川崎南税務署）による税務調査が行われ、申告した土地の造成に係る費用の課税仕入れの区分等に誤りがある旨、令和7年11月26日に指摘がありました。

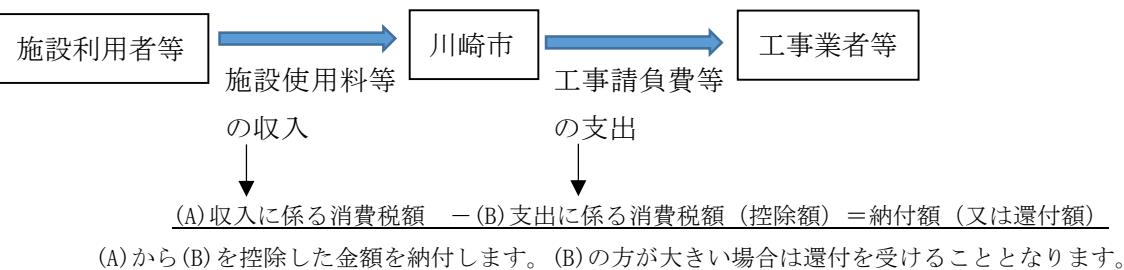
このことにより、本日令和8年1月23日に修正申告を行うとともに、併せて川崎南税務署に本税158,929,800円を追納いたします。また、修正申告により、過少申告加算税23,715,000円及び延滞税（本市試算で3,483,400円）の納付が必要となりますので御報告します。

過少申告加算税及び延滞税については、納付書が届き次第速やかに納付する予定ですが、土地の造成に係る費用の区分誤りによるものについては、令和2年9月に税務相談を行っていたことを踏まえ、国税不服審判所長に対し審査請求を行うことについて検討してまいります。

1 港湾整備事業特別会計における消費税の申告

港湾整備事業特別会計については、一般会計と異なり消費税法上申告が義務付けられているため、毎年度川崎南税務署に申告を行っています。

【消費税の納付（又は還付）イメージ】



2 経過

(1) 令和7年11月17日（月）～令和7年11月18日（火）

川崎南税務署による現地調査が実施されました。

(2) 令和7年11月26日（水）

川崎南税務署から、調査の結果、次のとおり申告誤りを指摘されました。

ア 土地の造成に係る課税仕入れの区分（※1）を「課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの」としていたが、土地の使途が詳細に定まっていないことから「課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等に係るもの」に区分すべきで、過少申告である（※2）。

イ 道路整備に係る課税仕入れの区分を「課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの」としていたが、様々な人が通れることや非課税売上に係る場所に行く場合も通るものであることから「課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等に係るもの」に区分すべきで、過少申告である（※2）。

ウ 特定収入（※3）のうち、社会资本整備総合交付金の区分が「使途が特定されていない」に区分されていたが、道路整備の財源で使途が特定されていることから「使途が特定されている」に区分すべきである。また、消費税の還付加算金について、特定収入に含める必要があった（※4）。

（※1）課税仕入れの区分については、「課税売上げにのみ対応するもの」、「非課税売上げにのみ対応するもの」、「課税売上げと非課税売上げに共通するもの」の3つの区分から選択することとされています。

（※2）「課税売上にのみ対応するもの」に区分した場合は課税仕入れに係る消費税額を全額控除できますが、「課税売上げと非課税売上に共通するもの」に区分した場合は、控除額を課税売上割合で按分するため、控除できる額が「課税売上にのみ対応するもの」と比較すると少額になります。

（※3）特定収入とは、資産の譲渡等の対価以外の収入で、交付金等が特定収入に当たります。

（※4）ウの指摘の結果として、特定収入に係る課税仕入れの控除額を計算する中で、本来よりも対象外とする額を過大に計算していましたため、過大申告になっていました。

3 今回の修正申告について

（単位：円）

	令和2年度 決算分 (R 3. 9. 29 当初申告)	令和3年度 決算分 (R 4. 9. 30 当初申告)	令和4年度 決算分 (R 5. 9. 29 当初申告)	令和5年度 決算分 (R 6. 9. 27 当初申告)	令和6年度 決算分 (R 7. 9. 30 当初申告)	計
① 現還付額 ※令和6年度決算分に ついては今後還付予定	110,640,032	88,775,873	6,616,402	180,075,442	50,644,225	436,751,974
② 修正後の還付額	30,864,832	82,935,373	▲44,405,498	179,635,942	28,791,525	277,822,174
③ 差引（①-②）	79,775,200	5,840,500	51,021,900	439,500	21,852,700	158,929,800
ア 土地の造成に 係る課税仕入れの 区分誤りによる還 付額の減（追納）	79,775,200	4,561,700	49,563,000		12,139,400	146,039,300
イ 道路整備に係 る課税仕入れの区 分誤りによる還付 額の減（追納）		1,278,800	1,458,900	438,900	11,016,600	14,193,200
ウ 特定収入に係 る区分等の誤りに よる還付額の増減				600	▲1,303,300	▲1,302,700

※消費税の申告は、当該年度の決算分を翌年度の9月30日までに行っています。

例：令和6年度決算分の申告は令和7年9月30日までに行います。

4 過少申告加算税

税務調査に基づく修正申告のため、過少申告加算税（※5）が賦課されます。

（※5）新たに納める税金に10パーセントの割合を乗じた額。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えてる部分については15パーセントの割合となります。

5 延滞税

各年度の追加で納付する本税に対し賦課されますが、過少申告加算税が賦課される場合には、年度毎の申告に対し1年間分が上限とされています。このことから令和2～5年度分については上限の1年間分が賦課され、令和6年度分については申告期日である令和7年9月30日の翌日を起算点として、本税を納付する日までの期間分が賦課されます。

6 原因

今回指摘されたものの影響額の大半を占める土地の造成に係る課税仕入れの区分誤りについては、令和2年9月に川崎南税務署へ税務相談を行っており、相談の結果として申告していた区分で問題ないと認識しております。

一方、その他の指摘については消費税制度についての理解が十分ではなく、申告時に適切な区分を選択できなかつたことが原因です。

7 再発防止策

今回の税務調査における指摘内容を事務マニュアルとチェックリストに反映させるとともに、申告書類の複数人チェックを徹底します。

また、今後は税理士等の専門職の知見を活用することも検討し、再発防止に努めてまいります。

8 今後の予定

過少申告加算税及び延滞税の納付書が届き次第、速やかに納付する予定ですが、過去に税務相談を行ったことを踏まえ、国税通則法第75条第1項に基づき国税不服審判所長に対し審査請求を行うについて検討してまいります。

(問合せ先)

川崎市港湾局港湾振興部庶務課 吉岡

電話 044-200-3048